

# 平成18年7月から国民年金保険料の免除制度が変わります。

国民年金保険料（平成18年度：月額13,860円）のお支払いが経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除又は一部納付制度」をご利用ください。

平成18年6月まで	平成18年7月から	
全額免除	全額免除	保険料の一部納付制度
半額納付	4分の1納付	
	半額納付	
	4分の3納付	

## 平成18年度における1ヶ月の一部納付額と、将来の老齢基礎年金

	一部納付額	免除される額	将来もらえる基礎年金 (全額納付との比較)
全額免除	-	-	1/3
4分の1納付	3,470円	10,390円	1/2
半額納付	6,930円	6,930円	2/3
4分の3納付	10,400円	3,460円	5/6

### ☆注意☆

- ・一部納付額をお支払されなかった場合、一部免除が無効となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。
- ・一部納付制度には所得制限があります。
- ・万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

平成18年6月までに「全額免除」・「若年者納付猶予」の承認を受けられた方で、7月以降も引き続き免除を希望された方には、社会保険事務所より承認または却下の通知が届きます。承認された方の申請は不要です。「半額納付」・「全額免除で失業中」の方は、7月以降免除の申請が必要です。

**対象期間**：平成18年7月～平成19年6月

**申請時期**：7月から受付を開始します。

**必要なもの**：年金手帳、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」等

**受付・問合せ**：市民課年金担当 42-8722、

加古川社会保険事務所 079-427-4511

## 児童手当6月期振込のお知らせ

平成18年3月現在児童手当を受給されている方の手当（2～5月分）を、6月9日（金）に指定口座に振込みましたのでご確認ください。なお、平成18年4月1日施行の児童手当法改正（支給対象児童の拡大、所得制限限度額の引き上げ）に伴い申請された方の児童手当につきましては、7月下旬に結果通知、8月下旬に手当支払の予定をしています。

昨年度まで児童手当の年3回の定時払（6月・10月・2月）の際には受給者宛に支払通知書を送信しておりましたが、今年度より個人通知せず、この広報でのお知らせに代えさせていただきます。皆様のご理解ご協力をお願いします。

【問合せ】 社会福祉課 子育て支援係 TEL42-8726

## かさい女のじゅずつなぎ

～チャレンジしてきた女性たちからのメッセージ～

社会に参加する活躍の場を見つけたい！

自分の力を試したい！

自分の可能性を試す活躍の場を見つけたい！

加西市内で、自分らしくチャレンジされている女性たちから、自分の可能性をみつけてみませんか。

**第1回 日時**／平成18年7月2日（日）10時～12時

**テーマ**／「50代からのチャレンジ

私がめざした着物コンサルタント」

**講師**／きもの教室講師 山本秋子さん

夏まつりにむけて、ゆかたの着付け体験もありますよ！

**場所**／ライトスポーツスタジオ

**募集人員**／20名

**一時保育**／無料（要予約） **参加費**／無料

**持ち物**／ゆかた、半幅帯、伊達締め、腰紐3本

**申込締切**／6月30日（金）までに下記まで電話

またはファックスで申し込んでください。

加西市男女共同参画センター（アスティアかさい内）

TEL 42-0105 FAX 42-0133